

築堤護岸、樋門・樋管、排水機場の設計プロセスにおける関係者別協議事項【参考資料】

	都道府県、市町村	河川管理者	道路管理者	港湾管理者	海岸管理者	教育委員会	公益事業者(電気、ガス、上下水道、通信等)	鉄道事業者	公安委員会、警察署長	消防署	議会等	地元住民(自治会含む)	治水関係組合、漁業関係組合、土地改良区	自然公園等管理者 保安林等管理者 砂防指定地区管理者	景観行政団体	本局特車担当部署	その他重要施設
目的	国、県、市等が一体となって事業を進めていくために情報の共有を図る。	当該施設が河川管理上支障があるか等について協議を行う。	道路法第24条、第47条の2で定められている協議を行う。	港湾法第37条に基づき協議を行う。	海岸法第7条に基づき協議を行う。	今後の事業計画に反映するため、文化財(埋蔵文化財を含む)の有無とその重要度に関する協議を行う。 (任意の協議)	今後の事業計画に反映するため、電気・電話・ガスなど公益事業者の移設の有無等に関する協議を行う。(任意の協議)	当該施設が鉄道施設管理上支障があるか等について協議を行う。	道路法第95条の2、道路交差点法第7条に基づき協議を行う。	非常用施設の運用にあたっては関係機関との連携に関する協議を行う。	事業を円滑に実施するため求められれば議会に事業計画等の説明を行う(任意の説明)	測量実施に伴う土地の立ち入りの合意を得るため(任意の説明) ・設計内容(用地幅)について合意を得るため(任意の説明)	事業を円滑に実施するため管理者等との協議を行う。	自然公園法第20条の3等に基づき協議を行う。 自然公園法、森林法、砂防法、地すべり等防止法に基づき協議を行う。	景観法第16条(届出及び動告等)に基づき協議を行う。 ・鳥獣保護法、 ・航空法、 ・土砂災害防止法	環状交差の特車規制を1年以上実施することが決定される場合に、事前説明を行う。	事業を円滑に実施するため事業者が重要と判断した施設管理者に事業の説明を行う(任意の説明)
協議項目	地元説明協力要請のため以下を説明 ・設計内容 ・機能価値(排水機能、道路、水路等) ・用地買収計画 ・施工計画 ・全体スケジュール 土壌汚染対策法関連 大規模開発行為の届け出 鳥獣保護区特別保護地区 砂防指定地内における行為の許可	・河川施設の将来計画の把握 ・占用範囲・期間 ・施工時条件 (支障物の撤去・切り直し・移転・復旧計画、近接構造物に対する許容変位値・防護工等) ・移転・復旧計画、施工期間の制約、近接構造物に対する許容変位値・防護工等) ・完成後の財産の帰属・管理 ・区分等の調整	・道路の将来計画の把握 ・占用範囲・期間 ・施工時条件 (支障物の撤去・切り直し・移転・復旧計画、近接構造物に対する許容変位値・防護工等) ・機能価値(排水機能等) ・工事施工区分 ・工期・費用負担等の調整 ・完成後の財産の帰属・管理 ・区分等の調整	・港湾施設の将来計画の把握 ・占用範囲・期間 ・施工時条件 (支障物の撤去・切り直し・移転・復旧計画、近接構造物に対する許容変位値・防護工等) ・完成後の財産の帰属・管理 ・区分等の調整	・海岸保全施設の将来計画の把握 ・占用範囲・期間 ・施工時条件 (支障物の撤去・切り直し・移転・復旧計画、近接構造物に対する許容変位値・防護工等)	・免状調査範囲・期間・方法等 ・文化遺産として取り扱う施設の有無、整備・管理方法等 ・史跡、名勝、天然記念物の現状変更等の許可	・施工時条件 (支障物の撤去・切り直し・移転・復旧計画、近接構造物に対する許容変位値・防護工等)	・鉄道施設の将来計画の把握 ・占用範囲・期間 ・費用負担 ・施工時条件 (支障物の撤去・切り直し・移転・復旧計画、近接構造物に対する許容変位値・防護工等) ・施工可能時間(き電停止時間等)	・公安委員会 ・道路幾何構造の安全性 ・区画線、横断歩道橋、駐車場等の設置に対する安全性 ・交通制約、安全施設の設置に対する安全性 ・道路の立体的区域の決定 ・警察署長 ・施工時条件(工事等での通行規制の安全性、渋滞が起こらないかなど) ・恒久的な道路占用(一般車や歩行者の安全性、渋滞が起こらないかなど)	消火・警報設備等の整備	地元説明協力要請のため以下を説明 ・設計内容 ・機能価値(排水機能、道路、水路等) ・用地買収計画 ・施工計画 ・全体スケジュール 要望把握	合意のため以下を説明 (排水に関する事項は協議) ・用排水 ・機能価値(排水機能、道路、水路等)の考え方 ・路線測量計画、用地買収計画 ・施工計画 ・全体スケジュール 要望把握	合意のため以下を説明 (排水に関する事項は協議) ・用排水 ・機能価値(排水機能、道路、水路等) ・農業・漁業業者への情報提供、活荷等 ・内水面への影響の有無とその期間 国立公園、国立公園内で行う行為の許可、届出 保安林の清除、林地開発協議(通知) 砂防指定地区内での作業許可、地すべり防止区域内における制限行為の許可	景観計画区域内で設置される構造物もしくはその施工が、良好な景観の形成に影響しないか。 ・構造物の形状、色彩、配置等	工事内容 規制方法 迂回路設定の考え方 国道も迂回路も通行できない車両(超重量、超寸法)の対応方法	・設計内容 ・施工計画 ・全体スケジュール ・営業、操業、人流・物流動線、景観、振動・騒音等に対する配慮事項	
対象地域、対象物等	都市計画決定に係わる項目 関連する都市計画等 環境アセス 砂防指定地	河川とこれに係る河川管理施設(ダム、堤、水門、堤防、護岸、床止め、樹林帯等) その他河川の流水によって生ずる公利を増進し、又は公害を防止し、若しくは軽減する効用を有する施設	高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道とこれに係わる道路の附属物(道路上のさく又は軌止、並木、街灯等)等 道路橋、道路元橋、道路情報管理施設(道路上の道路情報提供装置、車両監視装置、気象観測装置、緊急連絡施設等)等 道路の維持・修繕に用いる機械、器具、材料の常置場等 自動車駐車場・自転車駐車場(道路管理者が設けるもの)等 共同溝又は電線共同溝等	港湾区域、臨港地区 水域施設(航路、泊地、船だまり等) 外郭施設(防波堤、防砂堤、防波堤、導流堤、水門、閘門、護岸、堤防、突堤、胸壁等) 係留施設(岸壁、係船浮標、係船くい、棧橋、浮桟橋、物揚場、船揚場等) 臨港交通施設(道路、駐車場、橋梁、鉄道、軌道、運河、ヘリポート等) 航行補助施設(航路標識並びに船舶の入出港のための信号施設、照明施設、港務通信施設等)	海岸保全区域等 海岸保全施設(堤防、突堤、護岸、胸壁、防波堤、砂浜等(海岸管理者が、消波等の海岸を防護する機能を維持するために設けたもの)) その他海水の侵入又は海水による侵害を防止するための施設等	建造物、絵画、彫刻、工芸品等(有形文化財) 風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋等(民俗文化財) 民家、古墳、都城跡、城跡、旧宅等 庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳等 動物、植物及び地質鉱物等(記念物) 文化的景観、伝統的建造物群 史跡、名勝、天然記念物	支障物件・近接施設 電線共同溝、電力ケーブル、鉄塔、架空線等 ガス管、LNGタンク、LNGパイプライン等 水道管、浄水場等 下水道、下水処理場等 通信ケーブル等	鉄道線路、停車場、車庫及び車両検査修繕施設、運転保安設備、変電所等設備、電路施設とそれを司る構築物、高圧橋、トンネル、並木等の構造物	通報・警報設備 消火設備 避難誘導設備 その他の設備	地元市議会、町議会	測量計画 土地買収計画 機能価値、施工環境等の要望	農業用排水施設、農業用道路等 農業利権者、漁業利権者の要望や価値	自然公園 国立公園、国立公園及び都道府県立自然公園等 水害かん養保安林、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、砂防設備保安林、防風保安林、水害防備保安林、防風保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林、防火保安林、風致保安林等 砂防指定地とそれに関わる砂防ダム、流路工、地すべり防止区域等	景観計画区域 景観法第18条(届出及び動告等) 景観法施行規則第1条(景観計画区域内における行為の届出)	規制対象路線及び迂回路	病院、老人ホーム、学校、養護施設、大規模客施設、精密機械工場、重要公共施設、LNGパイプライン等	
関係法令	・土砂災害防止法 ・土壌法 ・環境法 ・保安林解除(森林法第27条) ・砂防指定地の行為制限における都道府県の条例	河川法第24～27条(土地の占用、土石等の採取、工作物の新築等、土地の掘削等の許可) 第55条(河川保全区域における行為の制限) 第57条(河川予定地における行為の制限) 第95条(河川の使用等に関する国の特例)	道路法第24条(道路管理者以外の者の行う工事) 道路法第47条の2(通行の禁止又は制限) 道路法第57条(道路管理者以外の者の行う工事等に要する費用) 道路法第35条(国の行う道路の占用の特例)	港湾法第37条(港湾区域内の工事等の許可)	海岸法第7条(海岸保全区域の占用)	参考(埋蔵文化財の調査)文化財保護法第92条(調査のための発掘に関する届出、指示及び命令) 文化財保護法第93条(土木工事等のための発掘に関する届出及び指示) 文化財保護法第125条(現状変更等の制限及び原状回復の命令) 埋蔵文化財の発掘又は遺跡の発見の届出等に関する規則 第1条、2条 文化財保護法の有形文化財	法第8条(河川工事) 参考:河川工事に関する生じる鉄道工事について 建設工事公衆災害防止対策要綱土木工事編(第4章 軌道等の保安 第32 軌道)	法第95条の2(都道府県公安委員会との調整)、道路法第47条の2(道路の立体的区域の決定等) 道路法施行令第38条の2(都道府県公安委員会の意見を聴かなければならない事項) 警察署長 道路交差点法第7条(道路の使用の許可)、80条(道路の管理者の特例)		道路トンネル非常用施設設置基準			自然公園法第21～22条の3(特別地区、特別保護地区、海浜公園地区) 自然公園法第33条の3(普通地区) 森林法第27条(指定又は解除の申請) 森林法第34条(保安林における制限) 砂防法第2条(総則) 砂防法第4条の1(土地の制限及び砂防設備) 地すべり防止法	景観法第18条(届出及び動告等) 景観法施行規則第1条(景観計画区域内における行為の届出)			
協議時期	概略設計～詳細設計完了前	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施		実施	実施	実施	実施		実施	実施
	詳細設計中		実施	実施	実施	実施	実施	実施			実施	実施	実施	実施	実施		実施
留意事項		・許可基準(標準処理期間あり)	・用排水関連協議は、詳細設計時の後半に行われ、協議が長引くことが多い。 ・地元要望により建築限界の変更が派生しないよう協議資料の整理が必要			・埋蔵文化財調査は、用地買収後に実施するため、調査時期と十分調整していない時期が遅れる場合が多い。		・詳細設計段階で協定を締結することが望ましい。				・用地買収や借地に関する調整が迫られることが多い。	・機能価値に関する協議は、時間を費やすケースが多い。 ・用排水等の協議は、詳細設計時の後半に行われ、協議が長引くことが多い。 ・地元要望により用排水計画や断面の変更等が発生しないよう協議資料の整理が必要	・国立公園内の行為の処分決定は、1～3ヶ月を費やし、普通地区では通知後30日間は工事着手できない。現状回復などの条件により、工法等の大幅な変更が求められる場合もあり、計画段階から早めに協議することが必要。また、国立公園内での行為も地理的に1～3ヶ月を要する。 ・保安林解除は、農林水産大臣府令第1年、都道府県知事府令第1年、都道府県知事府令第1年を有するため、早期に協議を始める必要がある。保安林以外の森林で対象となるのは、都道府県知事が立てた地域森林計画の対象民有林で、林地開発許可の申請が必要(林地開発許可制度)。	・良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがある行為があると思われる場合には、協議を求められ、是正措置を求められることがあり得るため、通知の手続き前に詳細設計(案)段階等で協議することが望ましい。	工事規制対象路線が国際物流基幹ネットワークに指定されているなど、直近の重要港湾等からの物流に重要な役割を担っている路線である場合は円滑な物流を阻害しないよう特段の配慮が必要となる。 ただし、特殊車両の通行に特に留意するあまり、必要以上の工法等により過度な工事コストをかけることの無いよう、計画段階から本局担当課と意見交換を行うこと。	・以下の現場条件に該当する場合には適宜実施する。 ①施設の敷入れ、緊急搬送路、出入口等に隣接して構造物が構築される場合 ②工事のための交通規制により物流動線や歩行者動線に大きな影響があるような場合 ③精密機械工場等に近接して施工を行う場合

※本資料は、事業執行にあたり最低限行うべき協議を網羅するための参考資料として、築堤護岸、樋門・樋管、排水機場詳細設計における標準的な協議内容を整理したものである。個々の事業執行においては、現場条件に応じた適切な協議を実施することが必要である。

砂防堰堤等設計プロセスにおける関係者別協議事項【参考資料】

	都、道、府、県、市、町、村	県砂防実施者	治山施設実施者	河川管理者	道路管理者	教育委員会	公益事業者(電気、ガス、上下水道、通信等)	鉄道事業者	公安委員会、警察署長	市議会、町議会	地元住民(自治会含む)	治水関係組合、漁港土地改良区	自然公園管理者	景観行政団体	その他重要施設
目的	国、県、市等が一体となって事業を進めていくために情報の共有を図る。	施工範囲について調整が図られているか	施工範囲について調整が図られている	河川法第26条で定められている協議が必要な場合	道路管理者との協議が必要か	今後の事業計画に反映するため、文化財(埋蔵文化財を含む)の有無及びその重要度に関する協議を行う。(任意の協議)	今後の事業計画に反映するため、電気・電話・ガスなど公益事業者の移設の有無等に関する協議を行う。(任意の協議)	鉄道事業者との協議が必要か	道路交通法に基づく協議が必要な場合	事業を円滑に実施するため求められれば議会に事業計画等の説明を行う(任意の説明)	・路線測量実施に伴う土地の立ち入りの合意を得るため(任意の説明) ・設計内容(用地幅)について合意を得るため(任意の説明)	事業を円滑に実施するため管理者等との協議を行う。	自然公園法第20条の3等に基づき協議を行う。	景観法第16条(届出及び動告等)に基づき協議を行う。	事業を円滑に実施するため事業者が重要と判断した施設管理者に事業の説明を行う(任意の説明)
協議項目	地元説明協力要請のため以下を説明 ・設計内容 ・機能補償(道路、水路等) ・幅状設置計画、用地買収計画 ・施工計画		保安林の解除			・ダムサイト、仮設物施工位置(文化財包蔵地の回避確認、支障になった場合の調整) ・発掘調査範囲・期間・方法等	・ダムサイト等(施設の有無・位置・諸元の確認等) ・施工時条件(支障物の撤去・切り直し・移転・復旧計画、近接構造物に対する許容変位量・防護工等)	・交差条件(渡橋位置、交差角、標脚・橋台位置、築込限界等) ・鉄道施設の将来計画の把握 ・占用範囲・期間 ・費用負担 ・施工時条件(支障物の撤去・切り直し・移転・復旧計画、近接構造物に対する許容変位量・防護工等)	〈公安委員会〉 ・道路幾何構造の安全性 ・区画線、横断歩道橋、駐車場等の設置に対する安全性 ・交通規制、安全施設の設置に対する安全性 ・道路の立体的区域の決定 ・通行規制の安全性、渋滞が起らないか等 〈警察署長〉 ・施工時条件(工事等での通行規制の安全性、渋滞が起らないか等) ・恒久的な道路占用(一般車や歩行者の安全性、渋滞が起らないか等)	地元説明協力要請のため以下を説明 ・設計内容 ・機能補償(道路、水路等) ・幅状設置計画、用地買収計画 ・全体スケジュール 要望把握	合意のため以下を説明(排水に関する事項は協議) ・用排水 ・機能補償(道路、水路等) ・廃棄・産業権者への情報提供、補償等	国立公園、国定公園内で行う行為の許可、届出	景観計画区域内で設置される構造物もしくはその施工が、良好な景観の形成に影響しないか。 ・構造物の形状、色彩、配置等	・設計内容 ・全体スケジュール ・営業、休業、人流・物流動線、音振、振動・騒音等に対する配慮事項	
対象地域、対象物等			水源かん養保安林、土砂流出防護保安林、土砂崩壊防護保安林、飛砂防護保安林、防風保安林、水害防護保安林、防雪保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林、防火保安林、風致保安林等	河川とこれに係る河川管理施設(ダム、堰、水門、堤防、護岸、床止め、樹林帯等)その他河川の流水によって生ずる公利を増進し、又は公害を排除し、若しくは軽減する効用を有する施設	高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道とこれに係る道路の附属物(道路上のさく又は駒止、並木、信号等)等 道路標識、道路元標、道路情報提供装置、車両監視装置、気象観測装置、緊急通報施設等)等 道路の維持・修繕に用いる標識、器具、材料の常置場等 自動車駐車場・自転車駐車場(道路管理者が設けるもの)等 共同溝又は電線共同溝等	建造物、絵画、彫刻、工芸品等(有形文化財) 風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋等(民俗文化財) 貝づか、古墳、都城跡、城跡、旧宅等 庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳等 動物、植物及び地質鉱物等(記念物) 文化的景観、伝統的建造物群	支援物件・近接施設 電線共同溝、電力ケーブル、鉄塔、架空線等 ガス管、LNGタンク等 水道管、浄水場等 下水管、下水処理場等 通信ケーブル等	鉄道線路、停車場、庫車及び車両検査修繕施設、運転保安設備、変電所等設備、電路設備とそれを司る構架、高架橋、トンネル、盛土等の構造物	〈公安委員会〉 道路幾何構造(自動車専用道路の指定、自動車専用道路が他の道路に連結する位置、車道や歩道の幅員、交通島・中央帯・樹柵帯・道路付属物である自動車駐車場等) 安全施設(交通信号機、交通情報板、道路標識、路面表示等) 交通規制 道路の立体的区域の決定 〈警察署長〉 工事等での一時的な道路の通行規制、恒久的な道路占用	地元市議会、町議会	路線測量計画 土地買収計画 機能補償、施工環境等の要望	農業用排水施設、農業用道路等 農業利権者、漁業利権者の要望や補償	自然公園 国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園等	景観計画区域	病院、老人ホーム、学校、養護施設、大規模商業施設、精密機械工場、重要公共施設等
関係法令			森林法第27条(指定又は解除の申請) 森林法第34条(保安林における制限)	河川法第24～27条(土地の占用、土石等の採取、工作物の新築等、土地の掘削等の許可) 第55条(河川保全区域における行為の制限) 第57条(河川予定地における行為の制限) 第95条(河川の使用等に関する国の特例)	道路法第24条(道路管理者以外の者の行う工事) 道路法47条の2(通行の禁止又は制限) 道路法第57条(道路管理者以外の者の行う工事等に関する費用) 道路法第35条(国の行う道路の占用の特例)	参考(埋蔵文化財の調査) 文化財保護法第92条(調査のための発掘に関する届出、指示及び命令) 文化財保護法第93条(土木工事等のための発掘に関する届出及び指示) 埋蔵文化財の発掘又は遺跡の発見の届出等に関する規則 第1条、2条		〈公安委員会〉 道路法第95条の2(都道府県公安委員会との調整)、道路法47条の8(道路の立体的区域の決定等) 道路法施行令第38条の2(都道府県公安委員会の意見を聴かなければならない改築) 〈警察署長〉 道路交通法77条(道路の使用の許可)、80条(道路の管理者の特例)				自然公園法第21～22条の3(特別地域、特別保護地区、海城公園地区) 自然公園法第33条の3(普通地域)	景観法第16条(届出及び動告等) 景観法施行規則第1条(景観計画区域内における行為の届出)		
協議時期	概略設計～詳細設計発注前	実施		実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	詳細設計中			実施	実施		実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施
留意事項					・用排水関連協議は、詳細設計時の後半に行われ、協議が長引くことが多い。 ・地元要望により建築境界の変更が派生しないよう協議資料の整理が必要	・埋蔵文化財調査は、用地買収後に実施するため、調査本部と十分調整をしないとう時期が遅れる場合が多い。	・詳細設計時の後半に行なわれ、協議が遅れることが多い。 ・公安委員会の窓口は、県警本部の規制課、管制課等の担当部署であり、意見聴取・協議期間としては少なくとも2ヶ月間程度を見込んでおく必要がある。	・用地買収が難いため、長期化するケースが多い。	・機能補償に関する協議は、時間を費やすケースが多い。 ・用排水等の協議は、詳細設計時の後半に行われ、協議が遅れることが多い。 ・地元要望により用排水計画や断面の変更等が発生しないよう協議資料の整理が必要	・国立公園内の行為の処分決定は、1～3か月を費やし、普通地区では通知後30日間は工事着手できない。現状回復などの条件により、工法等の大幅な変更が求められる場合もあり、計画段階から早めに協議することが必要。また、国定公園内での行為も処理に1～3ヶ月を要する。	・良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがある行為があると思われる場合には、協議を求められるため、是正措置を求められることがあり得るため、通知の手続き前に詳細設計(案)段階等で協議することが望ましい。	・以下の現場条件に該当する場合に適宜実施する。 ①施設の搬入路、緊急搬送路、出入口等に隣接して構造物が構築される場合 ②工事のための交通規制により物流動線や歩行者動線に大きな影響があるような場合 ③精密機械工場等に近接して施工を行う場合			

※本資料は、事業執行にあたり最低限行うべき協議を網羅するための参考資料として、砂防堰堤詳細設計における標準的な協議内容を整理したものである。個々の事業執行においては、現場条件に応じた適切な協議を実施することが必要である。